

商業・法人登記事務の取扱庁が変わります

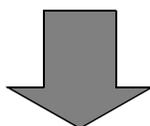
山口地方法務局の支局・出張所で取り扱っている会社・法人の登記事務は、順次、**山口地方法務局登記部門（本局）**が一括して取り扱うこととなります。

なお、各支局・出張所においても、会社や法人の登記に係る登記事項証明書及び印鑑証明書の交付事務（動産・債権譲渡登記に係る概要記録事項証明書を含む。）、印鑑カードの交付・廃止・再交付事務並びに電子証明書の発行・使用廃止事務については、引き続き取り扱いますが、会社・法人の登記の要約書の発行、紙の登記簿の閲覧及び謄本等の発行はできません。

商業・法人登記事務取扱庁

★不動産（土地・建物等）の登記事務につきましては、**変更ありません。**

変更前の取扱庁	対象の区域	取扱庁の変更年月日
宇部支局	宇部市，山陽小野田市，美祢市	平成22年 7月12日
下関支局	下関市	平成22年 9月27日
萩支局	萩市，長門市，阿武郡阿武町	平成22年12月27日
周南支局	周南市，下松市，光市	平成23年 5月16日
岩国支局	岩国市，玖珂郡和木町	平成23年 5月16日
柳井出張所	柳井市，熊毛郡田布施町・平生町・上関町・周防大島町	平成23年 5月16日



変更後の取扱庁	山口地方法務局登記部門
---------	-------------

【お問い合わせ先】 山口市中河原町6番16号
山口地方法務局お客様相談室 TEL083-934-1717